中小企業･事業者の皆様

最低賃金引上げ前に至急ご確認を

～以下の3つの支援策を是非ご活用ください!～

令和３年10月８日(金)より沖縄県最低賃金が「時間額820円」に引き上がります！！！

1.業務改善助成金

中小・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するものです！

① 対象事業場：「事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**３０円以内**」、「事業場規模**１００人以下**」の2つの要件を満たす事業場（助成率：費用の「**８割～９割**」）

① 年度内に**２回**まで申請ができます！

⇒ 例：最低賃金額の引上げ前（現行792円）と引上げ後（10月8日より820円）に申請する等の方法があります。

③ 最大**600万円**の助成が受けられます！

④ 設備投資の範囲として生産性向上に資する**自動車やパソコン等**も補助対象となります！

⑤ **交付**申請期限は**令和４年１月31日**まで（予算がなくなり次第終了）！

⑥ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！

⇒＜コールセンター＞ 8:30～17:15（平日のみ）

【電話番号】**03-6388-6155**

⇒＜厚生労働省HP＞

業務改善助成金 検索

沖縄労働局のホームページ ⇨

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

2.雇用調整助成金の特例措置等

① 雇用調整助成金等について、**11月末**までは感染が拡大している地域・特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、**助成率は最大10割**を確保する予定！

② 業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を**令和3年７月16日**以降に一定額以上引き上げる場合、**10月から12月までの間、休業規模要件を問わずに**助成金を支給します！

③ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！

⇒＜コールセンター＞ 9:00～21:00（年中無休）

【電話番号】**0120-60-3999**

⇒＜HP＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

3.中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

① **新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**又はこれらの取組を通じた**規模の拡大等**、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等に対して、**最大8,000万円の補助金**が出ます!

② **特に最低賃金近くで雇用している従業員が一定割合以上いれば、補助率が引き上げられ、補助金が受けやすくなりました！**

③ 第3回公募の申請受付は9月21日で締め切られましたが、今後さらに2回程度の公募を予定しております！

④ 詳しくはコールセンター又は補助金事務局ＨＰまで。

⇒コールセンター 9:00～18:00(日祝日を除く)

<ナビダイヤル>**0570-012-088** <IP電話用>**03-4216-4080**

⇒＜補助金事務局ＨＰ＞

https://jigyou-saikouchiku.go.jp/

【経済産業省/中小企業庁】